

沖縄県感染防止対策認証制度 募集要項

令和3年5月31日

改訂 令和3年9月15日

改訂 令和4年1月4日

改訂 令和4年10月5日

1 沖縄県感染防止対策認証制度の目的

事業者が実施する感染防止対策について県が認証する制度を設けることにより、県民及び国内外からの来訪者が安全に安心して対象施設を利用できるようにし、もって「安全・安心の島沖縄」の形成に資することを目的とする。

2 申請できる業種

(1) 飲食業（令和3年5月31日～）

：食品衛生法に定められた許可を受けた飲食店（テイクアウト、デリバリー専門店、飲食を主としないカラオケボックスやネットカフェ等は除く）

※宿泊施設において、宿泊客のみを対象とした飲食店については宿泊業での申請が必要となります。

※カラオケボックスは、飲食業の基準と共に追加項目の調査を致します。

（令和4年1月4日改定）

(2) 宿泊業（令和3年9月1日～）

：旅館業法に定められた許可を受けた宿泊施設（異なるグループの利用者を一つの客室で宿泊させる相部屋形式のものは除く。）。

※宿泊施設において、宿泊客以外のお客様も利用できる飲食店については飲食業での申請が必要となりますので、飲食業・宿泊業の両方の申請をお願いします。

※暴力団員である者又は役員に暴力団員がいるものが営む施設は対象となりません。

3 申請手続き等

(1) 本制度の申請に必要な書類等の入手方法

① 沖縄県ホームページ

以下の URL から申請書・要項等をダウンロードしてください。

URL:<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html>

② 沖縄県感染防止対策認証制度事務局

住所：那覇市久茂地2丁目5-1 2階

TEL：050-5526-3041

※9：00～17：00（土日祝日除く）

(2) 申請書類

① 飲食店

以下、ア)、イ)の資料を提出してください。なお、申請対象となる施設を複数営業している事業者は、店舗ごとに申請書の作成をお願いします。

ア) 沖縄県感染防止対策認証制度申請書（様式1）

イ) 食品衛生法の営業許可証の写し

※申請者名と許可証に記載の氏名は一致する必要があります

② 飲食場所を複数店舗で共有する飲食店（フードコート等）

以下、ア)～エ)の資料を提出してください。申請者（施設管理者等）が飲食場所を共有する全店舗分を取りまとめて、申請してください。

ア) 沖縄県感染防止対策認証制度 申請書（様式2-1）

イ) 個別店舗記載用シート（様式2-2）

ウ) 食品衛生法の営業許可証の写し（飲食場所を共有する全店舗分）

エ) 飲食場所の共有部分がわかる平面図等

③ 宿泊施設

以下、ア)～ウ)の資料を提出してください。なお、申請対象となる施設を複数営業している事業者は、施設ごとに申請書の作成をお願いします。

ア) 沖縄県感染防止対策認証制度申請書（様式3）

イ) 旅館業法の営業許可証の写し

※申請者名と許可証に記載の氏名は一致する必要があります

ウ) 館内の各施設の場所が分かる資料（館内平面図や館内マップ等）

(3) 提出方法

① 郵送での提出

郵送先
〒900-0015 那覇市久茂地 2 丁目 5 - 1 2 階
沖縄県感染防止対策認証制度事務局 宛

② E-mail での提出

提出先メールアドレス
コロナゼロ
oki5670@okininsho.jp
※メールの件名に、「認証制度申請（店舗名）」と記載ください。

③ FAX での提出

FAX 番号
050-5210-3780

④ 店舗巡回時の提出

抜き打ちの店舗巡回時に、係員へ直接提出することも可能です。

4 認証までの流れ

- (1) 申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をします。
- (2) 県が作成した感染防止対策に係る基準（様式 1、2-1、3 の裏面）に基づき実地調査を行います。
- (3) 上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを付与します。認証ステッカーは、後日、郵送いたします。

※認証事務局の調査員は必ず身分証を携帯し、調査時に提示いたします。認証事務に際して金品等を要求することはありません。

5 留意事項

- (1) 県が作成した感染防止対策に係る認証基準は、今後の状況等により改訂する場合がありますので、その際は新たな基準に沿って、対策をお願いします。
- (2) 県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮要請や休業要請等を行う場合は御協力をお願いします。県が行っている営業時間の短縮要請や、休業要請等に御協力いただけない事業者は申請することができません。認証後に、御協力いただけないことを確認した場合は、認証の取消となります。
- (3) 認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合、県は、認証事業者に対して改善を要請し、または認証を取り消すことができます。
- (4) 認証施設の従業員又は利用者から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時期」という。）、県は、当該認証施設における認証の効力を一時停止することができます。この場合、認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び認証店の名称使用をやめなければなりません。
- (5) 患者発生時期において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったとき、県は、直ちにその認証を取り消すことができます。この場合、認証事業者はすみやかに認証ステッカーを廃棄し、かつ取り消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができません。
- (6) 認証ステッカーの利用及び認証店の名称使用を再開しようとする事業者は、保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づき、感染拡大の危険性がなくなったと判断できたときから再開できるものとし、その旨をあらかじめ県に報告してください。

【お問合せ先】 沖縄県感染防止対策認証制度事務局

コロナゼロ

メール : oki5670@okininsho.jp

電話 : 050-5526-3041

FAX : 050-5210-3780

受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝日除く)